



根拠となる法令



廃棄物の処理及び清掃に関する法律【抜粋】

(事業者の責務)

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例【抜粋】

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)の利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(特定事業用建築物の所有者等の義務)

- 第13条 事業用建築物で規則で定めるもの(以下「特定事業用建築物」という。)の所有者(所有者以外にその特定事業用建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「特定事業用建築物の所有者等」という。)は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量等に関する業務を担当させるため、廃棄物減量等推進責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 特定事業用建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量等に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系廃棄物を、前項の計画に従って減量しなければならない。
- 4 特定事業用建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、特定事業用建築物の所有者等に協力しなければならない。

(土地又は建物の占有者の義務等)

- 第20条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則【抜粋】

(ごみ容器の基準等)

- 第9条 条例第20条第1項の容器の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) ごみが識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (2) ごみが飛散し、及び流出するおそれのないものであること。
- (3) 焼却できる素材を使用したものであること。

食品ロス削減推進法(食品ロスの削減の推進に関する法律)【抜粋】

(事業者の責務)

- 第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)【抜粋】

(事業者及び消費者の責務)

- 第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)【抜粋】

(事業者等の責務)

- 第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。
- 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)【抜粋】

(事業者及び消費者の責務)

- 第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。



お問い合わせ先



環境局 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所本庁舎 13階

ごみ減量推進課

事業系一般廃棄物の
排出方法や減量・
リサイクルに関すること



TEL
092-711-4039
FAX 092-711-4823

収集管理課

事業系一般廃棄物の
収集運搬許可業者に関すること



TEL
092-711-4346
FAX 092-733-5907

産業廃棄物指導課

産業廃棄物に
関すること



TEL
092-711-4303
FAX 092-733-5592

併用世帯に
P7 事業所と自宅が一緒の場合
関すること

東区生活環境課
TEL 092-645-1061 FAX:092-632-8999

博多区生活環境課
TEL 092-419-1068 FAX:092-441-5603

中央区生活環境課
TEL 092-718-1091 FAX:092-718-1079

南区生活環境課
TEL 092-559-5374 FAX:092-561-5360

城南区生活環境課
TEL 092-833-4086 FAX:092-822-4095

早良区生活環境課
TEL 092-833-4340 FAX:092-841-6687

西区生活環境課
TEL 092-895-7050 FAX:092-882-2137

西区西部出張所
TEL 092-806-9430 FAX:092-806-6811

環境局ホームページ

福岡市の環境

検索

HP <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyō/>

スマホは
こちら▶



福岡市の環境に関する取り組みや
情報を発信しています。

